



鳥取県公報

平成 25 年 11 月 8 日 (金)
号外第 1 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (63) (人事企画課) 3
- ◇ 規 則 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則 (76) (経済産業総室) 5
鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則 (77) (物品契約課) 7

==== 公布された条例のあらまし ====

◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

気象業務法施行令の一部が改正され、特別警報の発表が開始されたことに伴い、同令の条項及び用語を引用する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

海上危険業務手当が支給される業務を定めた規定中、引用する気象業務法施行令の条項及び用語について、所要の規定の整理を行う。

(2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

警備艇運航手当が支給される業務を定めた規定中、引用する気象業務法施行令の条項及び用語について、所要の規定の整理を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

附属機関として、鳥取県知的財産マネジメント委員会が設置されたことに伴い、県が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うために設置されていた従前の鳥取県知的財産マネジメント委員会は廃止する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県知的財産マネジメント委員会の設置その他委員会に関する規定を削る等所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県物品事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

備品管理事務の簡素化を図るため、備品として分類する物品の取得価格の基準を引き上げる。

2 規則の概要

(1) 図書及びソフトウェア以外の物品のうち、備品として分類するものは、取得価格が5万円以上（現行3万円以上）のものとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年11月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(海上危険業務手当)</p> <p>第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、次に掲げる業務(以下「海上危険業務」という。)に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条に規定する<u>注意報若しくは警報、同令第5条に規定する特別警報又は同令第6条に規定する警報</u>(第19条第1項において「警報等」という。)のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視(第13条に規定する取締等業務手当に係るものを除く。)、試験調査、実習又は講習のための航海の業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(海上危険業務手当)</p> <p>第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、次に掲げる業務(以下「海上危険業務」という。)に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>注意報及び警報</u>(気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条又は第5条に規定する注意報及び警報をいう。以下「警報等」という。)のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視(第13条に規定する取締等業務手当に係るものを除く。)、試験調査、実習又は講習のための航海の業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警備艇運航手当)</p> <p>第11条 警備艇運航手当は、<u>次のいずれかに該当する期間に</u>職員が警察活動のため警備艇の運航の作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該作業において危険と認められる気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条に規定</u></p>	<p>(警備艇運航手当)</p> <p>第11条 警備艇運航手当は、職員が警察活動のため警備艇の運航の作業に従事したとき <u>(次の各号のいずれかに該当するときに限る。)</u> に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条<u>又は第5条に規定する注意報及び警報のう</u></p>

する注意報若しくは警報、同令第5条に規定する特別警報又は同令第6条に規定する警報が行われている期間	ち運航作業において危険と認められるものが行われている期間
2 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第76号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則（平成18年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;"><u>(委員会の設置)</u></p> <p>第13条 県が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うため、鳥取県知的財産マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項に関し必要な検討を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 県による知的財産権の取得に関すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 県が保有する知的財産権の活用等に関すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 県の知的財産施策に関すること。</p> <p>3 前項に掲げるもののほか、委員会は、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）から要請があった場合には、当該地方独立行政法人が保有する知的財産権に関し必要な検討を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(委員会の組織)</u></p> <p>第14条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、知的財産に関し知識を有すると認められる者のうちから商工労働部長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行う。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 委員会に委員長を置き、商工労働部長の職にある者をもってこれに充てる。</p>

<p>(委任) 第13条 略</p>	<p>7 <u>委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。</u></p> <p>(委員会の会議)</p> <p>第15条 <u>委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、事案の当事者その他の関係者及び学識経験者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第16条 <u>前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p>(委任) 第17条 略</p>
------------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第77号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分類) 第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) <u>性質及び形状</u>を変えずに長期間にわたって<u>使用し、又は保存することができる</u>物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 取得価格（取得価格が明らかでないときにあつては、見積価格）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額以上である<u>物品</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>ソフトウェアを記録した光ディスクその他の物品</u> 10万円</p> <p>(ウ) その他の物品 <u>5万円</u></p> <p>ク 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(分類) 第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) 性質、<u>形状</u>を変えずに長期間にわたって<u>継続使用に耐える物品又は長期間にわたって保存しようとする</u>物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 取得価格（取得価格が<u>ないとき又は明らかでないとき</u>にあつては、見積価格）が、次に掲げる<u>物品の</u>区分に応じ、それぞれに定める額以上である<u>もの</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>パーソナルコンピュータに使用するソフトウェア（フレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体によって取引されるものに限る。）</u> 10万円</p> <p>(ウ) その他の物品 <u>3万円</u></p> <p>ク 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。